

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(大綱の策定等)
第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

◆教育基本法
(教育振興基本計画)
第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(国) 第3期教育振興基本計画 (R5～R9)
総括的な基本方針・コンセプト
2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
日本社会に根差したウェルビーイングの向上
基本的な方針
1 グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
2 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
3 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
4 教育デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進
5 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

三重県教育施策大綱 (R5～R8)
基本方針
1 子どもたちの未来をひろげるために
2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために
3 豊かな社会を創っていく力を育むために
4 さらに充実した教育の提供をめざして
5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして

国・県の教育に関する方針

新:市教育大綱(案)

(R9～R13)
基本理念
郷土を愛し、夢と意欲を持ち未来を切り拓く人づくり
基本目標
1 子どもたちが未来を生き抜く力の育成
2 誰一人取り残さない教育の推進
3 生涯、学びと活躍が循環する環境づくり
4 スポーツの振興
5 文化の継承・振興
6 地域総がかりで取り組む、持続可能で充実した教育環境づくり

現:市教育大綱

(R4～R8)
基本理念
郷土を愛し、夢と意欲を持ち未来を切り拓く人づくり
基本目標
1 子どもたちの生きる力の育成
2 誰一人取り残さない教育の推進
3 生涯学び、活躍できる環境づくり
4 スポーツの振興
5 文化の継承・振興
6 地域総がかりの教育体制による安全・安心で充実した教育環境づくり

第3次総合計画 後期基本計画 (R8～R11)	
分野2 教育	
郷土を愛し、夢と意欲を持ち未来を切り拓く人づくりのまち	
第1節 学校教育	①確かな学力と主体的に社会を形成する力の育成 ②豊かな心の育成 ③安全で安心な教育環境づくり
第2節 社会教育	①学習機会と学習環境の充実 ②地域・家庭の教育力の向上
第3節 スポーツ	①スポーツができる環境の充実 ②スポーツ関係団体の連携・強化 ③スポーツ施設の利便性の向上

市の主な関係計画

伊勢市こども計画 (R7～R11)	
基本理念	
こどもの想いが実現する笑顔あふれるまち 伊勢	
基本方針	基本施策
I 妊産婦への支援	(1) 妊産婦の健康管理・健康づくり
II 乳幼児期の支援	(1) 幼児期の教育・保育の充実 (2) 多様な保育サービスの提供 (3) 幼稚園・保育所等と小学校との連携 (4) 乳幼児の健康管理の支援 (5) 子育てに関する学習の機会と仲間づくりの支援 (6) 経済的負担軽減の支援
III 学童期・思春期の支援	(1) 学童期・思春期のこどもの居場所の確保 (2) 学校教育の充実 (3) 基本的な生活習慣の形成 (4) 豊かな人間性の育成 (5) 社会参画の促進 (6) 家庭・地域・学校の連携 (7) 非行・犯罪への対策とこども・若者への支援 (8) 特に配慮が必要なこども・若者への支援 (9) 次世代の親の育成

◆ 教育基本法
我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。
我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。
ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓ひらく教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

(教育の目的)
第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)
第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)
第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)
第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。